

スマートフォン決済アプリで市税などの支払いができます

市では納税者の利便性の向上による行政サービスの充実と非接触型の「新しい生活様式」を進めるため、今月からスマートフォンアプリ「PayPay」「LINE Pay」を利用して、市税を納付できるようになりました。
問合せ 納税促進課 ☎626-2147 ☎626-2188

納付できる税目

- 市県民税（普通徴収） ●固定資産税・都市計画税 ●軽自動車税
- 国民健康保険税

利用可能な決済アプリ

- PayPay ●LINE Pay

利用方法

納付には、事前に決済アプリのインストールと納付額以上のチャージが必要です。各アプリのカメラ機能を起動し、納付書に印字されているバーコードを読み取って納付してください。



※詳しくは各アプリのガイドページをご覧ください。



▲ PayPay ガイドページ



▲ LINE Pay ガイドページ

注意事項

- 領収証書は発行されません。軽自動車税納税証明書（車検用）がすぐ必要な場合は、納付書裏面に記載の金融機関やコンビニエンスストアなどで納付してください
- 金額が30万円を超えている場合、納付書にバーコード表示がない場合、納付書のコンビニ取扱期限を過ぎている場合、口座振替をしている場合は利用できません

公共施設・窓口でもスマートフォン決済アプリで支払いができます

今月から市の公共施設・窓口で手数料・使用料などを支払う際に、スマートフォンアプリ「PayPay」を利用できるようになりました。
問合せ 政策企画課 ☎626-2141 ☎626-2185

導入施設・窓口 課税課、市民課、大井川市民サービスセンター、環境課、健康づくり課、各公民館、歴史民俗資料館、小泉八雲記念館、スポーツ課、各スポーツ施設、各図書館、大井川文化会館

利用方法 窓口で決済方法を「PayPayで」と伝え、自身のスマートフォンでQRコードを読み取って決済してください
※事前に決済アプリのインストールが必要です。
※支払いのできる手数料・使用料など、詳しくは市ホームページをご覧ください。

4/30(金)まで 申請はお済みですか？

焼津市事業者緊急支援金

～中小企業者などに最大10万円を支援～

市では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、売上高が大きく減少した事業者の皆さんに、事業活動全般に活用可能な支援をするための申請を受け付けています。

対象 令和2年12月から今年2月のいずれかの月間売上高が、前年同月比で30%以上減少した市内の中小企業・小規模事業者・個人事業主

給付額 最大10万円(1事業者当たり1回限り)

申請方法 4月30日(金)までに郵送する(必着)

必要書類 申請書兼請求書、誓約書、売上減少を比較するそれぞれの月の売上高が確認できる書類(売上台帳の写しなど)、営業実態が確認できる書類の写し(令和元年分確定申告書の写しまたは市県民税申告書の写し)、振込口座の通帳の写しなど

※詳しくは市ホームページを確認するか、問い合わせください。

申請・問合せ先 ☎425-8502 本町2-16-32 商工課
☎626-2260 ☎626-1175 ☎626-2188

国の緊急事態宣言の影響を受ける事業者の皆さんへ

緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金

経済産業省では、今年1月に発出された緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により、売上げが50%以上減少した中小法人・個人事業者等の皆さんに、一時支援金を給付します。

対象 ●緊急事態宣言の再発出に伴い、緊急事態宣言発出地域の飲食店と直接・間接の取引があること。または、宣言地域における不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けていること ●2019年比または2020年比で、2021年1月、2月または3月の売上げが50%以上減少していること

給付額 2020年または2019年の対象期間(1月～3月)の合計売上ー2021年の対象月の売上げ×3カ月
※中小法人等は上限60万円、個人事業者等は上限30万円。

申請期限 5月31日(月)
※申請方法など、詳しくは一時支援金事務局ホームページ(https://ichijishienkin.go.jp/)をご覧ください。

問合せ先

- 申請者専用コールセンター ☎0120-211-240 ☎03-6629-0479
- 焼津商工会議所 ☎628-6251 ☎628-6300
- 大井川商工会 ☎622-0393 ☎622-2579

固定資産価格などの縦覧・閲覧のお知らせ

市内に土地・家屋を所有する固定資産税の納税者などが、ほかの土地・家屋の価格と比較して評価が適正かどうかを確認できる「固定資産価格等縦覧帳簿」の縦覧を行います。また、固定資産名寄帳の閲覧(交付)は年間を通じて行っていますが、縦覧期間中に納税義務者などが閲覧(交付)する場合は令和3年度分のみ手数料がかかります。

対象 納税義務者(所有者・納税管理人・同一世帯の家族など)

期間 4月1日(月)～6月7日(月)(土日・祝日を除く) 午前8時30分～午後5時15分 持ち物

- 個人の場合：公的機関が発行した顔写真付きの身分証明書(マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど)、お持ちでない場合は健康保険証、年金手帳、診察券などを2種類以上
- 法人の場合：代表者印
- 代理人の場合：委任状、代理人の身分証明書(個人の場合と同様)

会場・問合せ先

- 課税課(市役所本館2階) 土地担当 ☎626-1149
- 家屋担当 ☎626-2150
- 償却資産・諸税担当 ☎626-1142
- 大井川市民サービスセンター(市役所大井川庁舎1階) ☎662-0533
- 大井川市民サービスセンターでは固定資産名寄帳の閲覧(交付)のみを行います。

口座振替通知書の送付を廃止

市では、口座への振り込みにより支払い(原則、木曜日と月末)をする際、債権者の皆さんに口座振替通知書(振込内容をお知らせする圧着はがき)を送付していますが、6月支払い分から送付を廃止します。

廃止後は、通帳への記載などにより振り込みをご確認ください。

なお、通帳などに記載した場合、振込元は「マイシヤクシヨ」と表記されます。

問合せ先 出納室 ☎626-1125

新型コロナウイルスワクチン接種コールセンターを開設しました

問い合わせや相談、予約などを受け付けをする専用のコールセンターを設置しました。代表的な質問をQ&A形式でお知らせします。
問合せ先 健康づくり課ワクチン接種推進室 ☎627-4119 ☎627-9960

焼津市ワクチンコールセンター

新型コロナウイルスワクチン接種に関することについて、なんでもお気軽にお問い合わせください。

050-5491-1249

(多言語ワクチン相談窓口：☎092-687-3126)
毎日午前9時～午後5時

Q1 接種にお金はかかりますか？
接種は無料です。 **¥0**

Q2 接種回数は？
接種は2回です。一定の間隔を空けて、同じワクチンを原則同じ場所で接種します。

Q3 副反応について詳しく聞きたいのですが？
県や国ではワクチンの副反応などについて、専用のコールセンターを設置しています。
●県「コロナワクチン副反応相談窓口」(毎日午前9時～午後5時) ☎050-5445-2369
●国「新型コロナウイルスワクチンコールセンター」(毎日午前9時～午後9時) ☎0120-761770

Q4 接種までの流れは？
次のようなワクチンの接種券が4月下旬以降、順次郵送される予定です。接種券が届いたら、接種場所と日時を決めて予約をし、予約日に接種を受けます。

Q5 接種を受けられる場所はどこですか？
次の①・②のいずれかで接種を受けます。市では、接種を希望する人の安心や利便性の向上のため、かかりつけ医など身近な医療機関での「個別接種」を中心に、指定の会場で接種を行う「集団接種」も併用し、毎日、切れ目のない接種体制でワクチン接種を実施します。

Q6 接種はいつごろ受けられますか？
現時点では、次のとおり接種が行われる予定です。
■医療従事者など…3月より接種開始しました
■高齢者(昭和32年4月1日以前に生まれた人) …4月下旬以降
■上記■・■以外の人(基礎疾患を持っている人や高齢者施設などで従事する人が優先) …5月以降
※ワクチンの供給時期や供給量によって、接種時期がずれる可能性があります。

接種には、**予約が必要**です
予約の方法や開始時期は、現在調整中です。
詳しくは、接種券に同封する案内チラシをご確認ください。
決まり次第、市ホームページや広報やいづなどでもお知らせします。

※ワクチンの接種や予約の開始時期は、決まり次第、市ホームページや広報やいづなどでお知らせします。

会場への往復にお困りの高齢者へ タクシー予約センター

交通手段の確保が困難な65歳以上の方は、自宅から市内接種場所(会場)までの往復のタクシーを無料でご利用できます。詳しくは、接種券に同封する案内チラシをご確認ください。
問合せ先 地域包括ケア推進課 ☎626-1117 ☎621-0034

市立総合病院 医療従事者向け優先接種始まる

先月12日より、新型コロナウイルスワクチンの医療従事者向け優先接種が市立総合病院で始まりました。今月中旬までに、病院職員や病院内勤務する委託業者など約1770人に2回のワクチン接種を完了する予定です。

5月1日(土)～5日(祝) 証明書コンビニ交付停止

5月1日(土)～5日(祝)の終日、メンテナンス作業のため、証明書コンビニ交付サービスを停止します。停止中は、コンビニエンスストアなどでは全ての証明書が発行できませんので注意してください。

問合せ先 市民課 ☎626-1116

4月の日曜・夜間の納税相談および納付窓口

平日の昼間に相談や納付に行くことができない人は、利用してください。
日曜納税相談・納付窓口 25日 午前9時～午後4時(英語・ポルトガル語・タガログ語・ビザヤ語の通訳者がいます。正午から午後1時までは通訳者不在です)
夜間納税相談・納付窓口 1日(月)・8日(月)・15日(月)・22日(月) 午後5時15分～8時
会場・問合せ先 納税促進課(市役所本館3階) ☎626-11440

マイナンバーカード

■日曜日のカード受け取り
カードは市役所から届いた交付通知書はがきを持参の上、指定された窓口での受け取りとなります。その他業務は行いません。カードの申請から受け取りまでには日数がかかりますので早めの申請をお願いします。
受付日時 4月4日・11日・25日 午前9時～正午

※受け取りには、必ず本人がお越しください。※来庁者の状況により、受け付け時間内であっても受け付けを終了する場合があります。
■時間外交付
毎週水曜日は午後6時30分まで、マイナンバーカードの受け取りをすることが出来ます。希望する人は、前日までに電話で予約をしてください。

【共通】
受付窓口・問合せ先 ●市民課(市役所本館2階) ☎626-1116
●大井川市民サービスセンター(市役所大井川庁舎1階) ☎662-0541